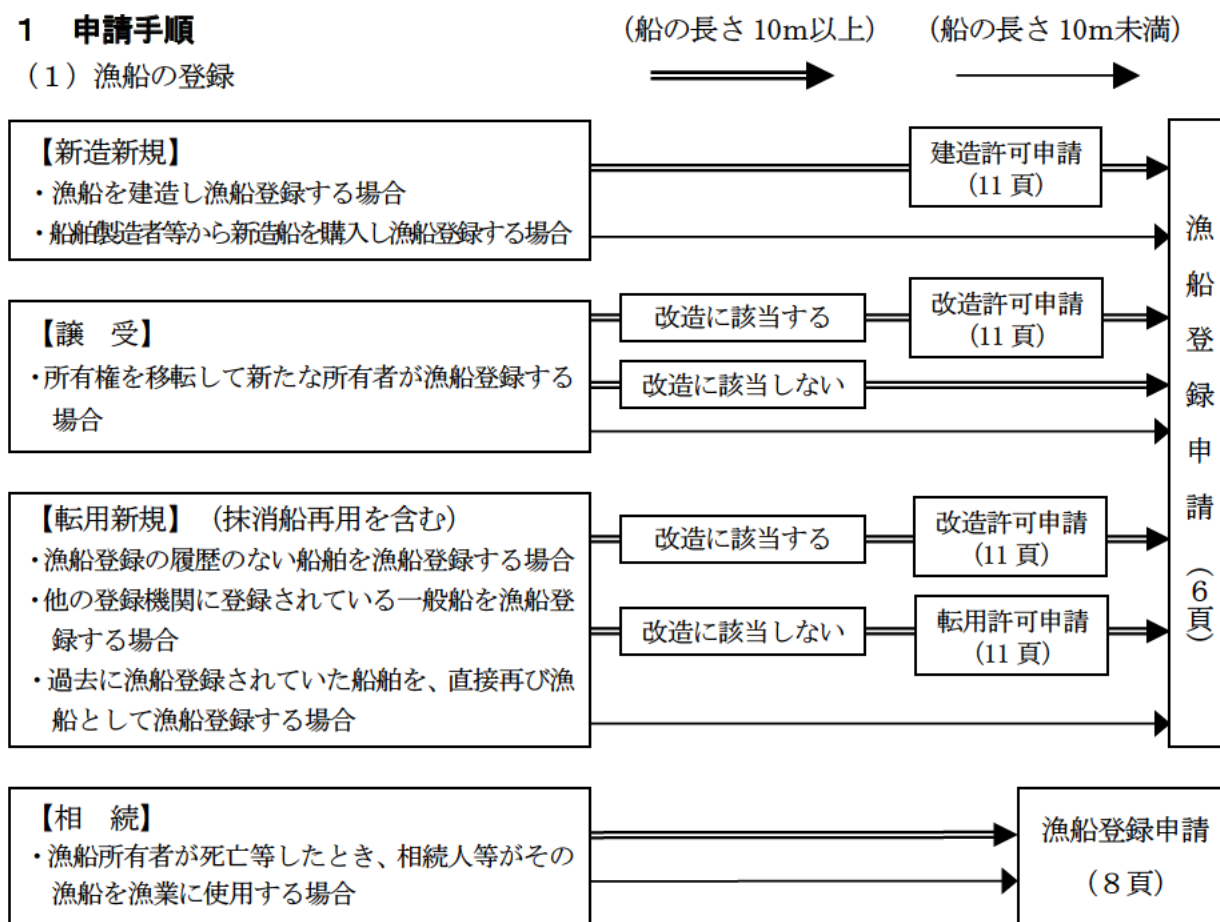


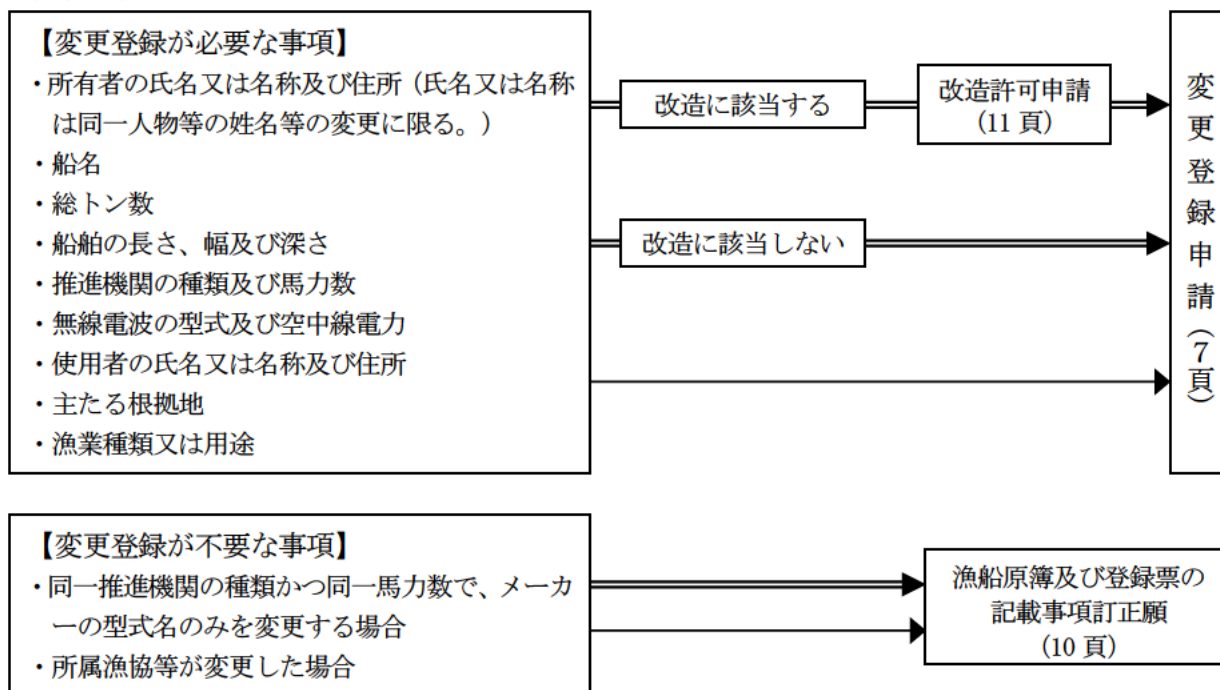
## 第2 漁船の登録及び変更登録の申請について

### 1 申請手順

#### (1) 漁船の登録



#### (2) 漁船の変更登録



※改造の要件については、11頁を参照してください。

※手数料については、漁船関係手数料一覧表 (34頁) を参照してください。

※6頁～8頁で定める書類以外に、登録に関し必要な書類の提出を求めています。

## 2 漁船の登録

### (1) 漁船の登録及び登録の種類

漁船の登録には、次の種類があります。なお、船の長さ 10 メートル以上の動力漁船については、漁船の登録申請の前に、行政庁の建造、改造（譲受、転用に改造の要件に該当する場合を含む。）又は転用許可を受ける必要があります。（「第 5 建造、改造及び転用許可について」11 頁参照）

- ・漁船を建造又は船舶製造者等から新造船を購入し漁船登録するとき（新造新規）
- ・所有権を移転して新たな所有者が漁船登録するとき（譲受）
- ・漁船登録の履歴のない船舶又は他の登録機関に登録されている一般船を漁船登録するとき（転用新規）
- ・過去に漁船登録されていた船舶を、直接再び漁船として漁船登録するとき（抹消船再用）

### (2) 申請書及び添付書類 ※記載要領については 29 頁～32 頁参照

書類の種類	新造新規		譲受			転用新規 抹消船再用			備考 (添付する要件等)	様式頁	
	10 <sup>メートル</sup> 以上		10 <sup>メートル</sup> 以上		10 <sup>メートル</sup> 未満	10 <sup>メートル</sup> 以上		10 <sup>メートル</sup> 未満			
	5 <sup>トン</sup> 以上	5 <sup>トン</sup> 未満	5 <sup>トン</sup> 以上	5 <sup>トン</sup> 未満	5 <sup>トン</sup> 以上	5 <sup>トン</sup> 未満	5 <sup>トン</sup> 以上	5 <sup>トン</sup> 未満			
漁船登録申請書	○	○	○	○	○	○	○	○		35, 36	
申請内容明細書	○	○	○	○	○	○	○	○		38	
許可指令書	○	○		△	△		○	○	改造を伴う場合	—	
漁船認定通知書	○			△			△		改造を伴う場合	—	
小型(5 トン未満)漁船の総トン数の測度に関する調書		○	○※ <sub>1</sub>		△	△		△	△※ <sub>1</sub>	譲受、抹消船再用で船体、推進機関を変更の場合及び転用新規の場合	39, 40
推進機関経歴書			△			△			△	漁船搭載履歴がある中古機関搭載の場合	56
漁船使用承諾書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	所有者以外の者が使用の場合	41
無線設備確認書又は無線局の免許状の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	無線設備を設置の場合	42
譲渡証明証				△	△	○			△	改造転用許可を伴わない譲受の場合	43
漁船登録票返納届				△	△	△				県内譲受の場合	46
旧登録票				△	△	△				県内譲受の場合	—
漁業許可証又は起業認可指令書の写し	△			△			△			大臣漁業許可の場合	—
漁船原簿謄本(抹消)				△	△	△			△	県外譲受、抹消船再用的場合	—
登録事項証明書	△			△			△			20 トン以上の場合	—
									△	JCI 登録から転用の場合※ <sub>2</sub>	—
登記簿謄本			△	△	△	△			△	法人が申請する場合※ <sub>3</sub>	—

○印：要提出、△印：添付する要件等に該当する場合に提出

※<sub>1</sub>：10 メートル未満 5 トン以上の漁船の場合、推進機関確認のため必要。

※<sub>2</sub>：船舶検査手帳の写しも必要。

※<sub>3</sub>：既に他の船舶で漁船登録している場合は不要。

### 3 漁船の変更登録

#### (1) 変更の登録

漁船の登録事項のうち、次の事項について変更した場合は、変更登録の申請が必要です。

なお、船の長さ 10 メートル以上の動力漁船については、漁船の改造の要件に該当しない場合を除き、漁船の変更登録申請の前に、行政庁の改造許可を受ける必要があります。（「第5 建造、改造及び転用許可について」11 頁参照）

- ・所有者の氏名又は名称及び住所（氏名又は名称は同一人物等の姓名等の変更に限る。）
- ・船名
- ・総トン数
- ・船舶の長さ、幅及び深さ（主要寸法の変更）
- ・推進機関の種類及び馬力数（同一推進機関の種類かつ同一馬力数への換装を除く）
- ・無線電波の型式及び空中線電力（無線設備の設置又は撤去及び型式等の変更）
- ・使用者の氏名又は名称及び住所（使用者の追加、削除、使用者の氏名又は名称及び住所の変更）
- ・主たる根拠地（県内市町への変更）
- ・漁業種類又は用途（漁業種類の追加、削除）

#### (2) 申請書及び添付書類 ※記載要領については 29 頁～32 頁参照

書類の種類	総トン数、主要寸法、推進機関、漁業種類			所有者、使用者の氏名・住所	無線設備の設置 変更及び撤去	使用者の追加、削除	船名、根拠地の変更	備考 (添付する要件等)	様式頁
	10メートル以上		10メートル未満						
	5トン以上	5トン未満							
漁船変更登録申請書	○	○	○	○	○	○	○		37
申請内容明細書	○	○	○	○	○	○	○		38
旧登録票	○	○	○	○	○	○	○		—
改造許可指令書	△	△						改造の要件に該当する場合	—
漁船認定通知書	△							改造の要件に該当する場合	—
小型(5ト未満)漁船の総トン数の測度に関する調書		△	△※ <sub>1</sub>					漁業種類を除く変更の場合 (機関の検認不合格による変更を除く)	39, 40
推進機関経歴書			△					漁船搭載履歴がある中古機関搭載の場合	56
漁船使用承諾書						△		使用者追加の場合	41
無線設備確認書又は無線局の免許状の写し					△			設置及び変更の場合	42
官公庁発行書類の写し				○				住民票、運転免許証 等	—
登録事項証明書(書換後)	△			△			△	20ト以上の場合	—
漁業許可証又は起業認可指令書の写し	△							大臣漁業許可の場合	—
登記簿謄本				△				法人が申請する場合※ <sub>2</sub>	—

○印：要提出、△印：添付する要件に該当する場合に提出

※<sub>1</sub>：10メートル未満5トン以上の漁船の場合、推進機関確認のため必要。

※<sub>2</sub>：既に他の船舶で漁船登録している場合は不要。

## 4 漁船の相続

### (1) 漁船の相続

漁船の所有者が死亡等したとき、相続人等がその漁船を漁業に使用するための登録です。相続人等が1ヶ月以内に登録の申請した場合は、その漁船の登録は、登録に関する処分があるまで有効となります（法第18条第2項）。

なお、相続人等が漁船として漁業に使用しない場合は、相続人等が漁船登録票返納届（46頁）に漁船登録票を添付し返納してください。

また、次の場合は、漁船の所有者が死亡等したときに、その登録は失効したことになるため、漁船の登録申請書類に漁船原簿謄本交付請求書（49頁）を添付してください。

- ・ 相続人等がその漁船を第三者へ漁船として譲渡し、第三者が漁船の登録を申請する場合
- ・ 相続人等が、所有者が死亡等した日より1ヶ月を経過してから、漁船の登録を申請した場合

### (2) 申請書及び添付書類 ※記載要領については29頁～32頁参照

書類の種類	相続	備考 (添付する要件等)	様式頁
漁船登録申請書	○	相続人等又は相続人等から譲渡された第三者が申請	35, 36
申請内容明細書	○		38
漁船登録票返納届	○	相続人等の氏名又は名称及び住所で返納	46
旧登録票	○		—
相続同意書	△	被相続人死亡による相続の場合 相続人も含めた相続権者全員の実印を押印し、その印鑑証明を添付	44
戸籍謄本 (被相続人の死亡が確認できる書類 例：被相続人の除票等 相続権のある者全員が確認できる書類 例：被相続人の改正原戸籍等)	△	被相続人死亡による相続の場合	—
登記簿謄本 (法人の合併等が確認できる書類)	△	法人の合併、承継による相続の場合	—
小型(5ト未満)漁船の総トン数の測度に関する調書	△	船体、推進機関の変更の場合	39, 40
推進機関経歴書	△	漁船搭載履歴がある中古機関搭載の場合	56
漁船使用承諾書	△	相続人等以外の者が使用の場合	41
無線設備確認書	△	新たな無線設備の設置の場合	42
譲渡証明証	△	相続人等が第三者へ譲渡の場合	43
漁業許可証又は起業認可指令書の写し	△	大臣漁業許可の場合	—
漁船原簿謄本交付請求書	△	相続人等が第三者へ譲渡の場合又は死亡等から1ヶ月を経過してから登録申請した場合	49
登録事項証明書	△	20トン以上の場合	—

○印：要提出、△印：添付する要件に該当する場合に提出

※手数料については、漁船関係手数料一覧表（34頁）参照